

日
刊

新東京

NO.3942

2005年(月)日(火)

日本郵政公社労働組合 新東京支部 編集委員会

03-5690-2847

内線 4163

組合員のみなさんへ

本日、郵政民営化法案が参議院本会議で可決され、成立しました。

私たちJPUは、民営化反対を訴え、各種の行動にとりくんできましたが、法案の成立を阻止できなかったことは率直に残念なことだと思います。

この間、大変な苦勞がありました。国会で一度は廃案に追い込んだ私たちのとりくみは、世界の労働界からも高く評価されました。皆さん一人ひとりが胸を張って誇りにしてほしいと思います。最後まで足並み乱れることなく、行動をやりきった組合員の皆さんには、感謝の気持ちでいっぱいです。

私たちの前には、これまで経験したことのない道がひろがっています。中には不安を持つ人もいるでしょう。しかし、何も恐れることはありません。私たちには、明治以来130年以上郵政事業を守ってきた歴史と伝統があります。先輩達が培ってきたDNAを大切に、自信を持って、これまで以上に誰からも愛される、親しみのある郵政事業をつくりあげましょう。もちろんJPUは、これからも全力で、雇用と労働条件の確保にとりくんでいきます。

私たちのストーリーに終わりはありません。いま、物語は新しい展開を迎えるところにきました。この続きを描くのは組合員一人ひとりの知恵と私たちの団結です。歴史の新たな1ページをつづる喜びに胸を躍らせ、未来への一步を踏み出しましょう。

2005年10月14日

日本郵政公社労働組合

中央執行委員長 菰田義憲

裏面にこれからのスケジュール（想定）を掲載しました。

食べて飲んで遊んで

【支部家族レク バーベキュー交流】

10月30日(日)、支部主催の家族レクが開催されました。過去、何度か青年部が苦勞して企画したバーベキューが中止になっていたこともあり、今度こそ開催したいという思いでいっぱいでした。心配された天候も、曇り

空でしたが、雨も降らず、無事に開催することが出来ました。組合員、家族、ゆうメイトさんを含めて総勢120名の参加となりました。子供達の輪投げ大会、そして、全員参加のジャンケン大会が行われました。子供達は、夢中になって輪投げをして、景品のお菓

子をもらい大喜びでした。また、ジャンケン大会では、二小の関口分会書記長のお子さんが優勝して、mp3音楽プレイヤーをゲット。2位以下デジカメ、血圧計、ビール、缶酎ハイ等々豪華景品を手にしていました。

参加した組合員、家族、ゆうメイトさん、子供達は食べて、飲んで、遊んで楽しいひとときを満喫していました。これから、みんなが楽しく交流する場を企画していきまますので、ふるって参加して下さい。

最後に、準備に携わった皆さん、お疲れ様でした。

日 刊

新東京

NO. 3944

2005年
11月4日(金)

日本郵政公社
労働組合
新東京支部
編集委員会

03-5690-2847
内線 4163

頻繁におこなうことが問題

《地本9月要求の回答② 他部課応援》

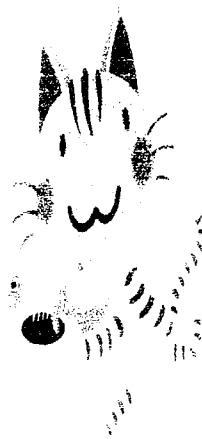
【地本要求】

他部課との兼務発令をおこなっているケースが多く、
結束したものの能率向上手
当が支給されない事例が発
生している。インセンティ
ブの面からも何らかの工夫

が必要と考えるが支社の考
えを示すこと。

【支社回答】

区分能率向上手当につい
ては、兼務発令により、他
部他課応援をおこなった場



合、応援者の勤務時間の半
分を超えて応援すると、応
援先の結束状況が手当に反
映される。

なお、応援者を多数出し
たことにより、兼務元の自
課が不結束となることにな
いよう指導していくことも
に、制度上の課題について
は、必要な意見を本社に上

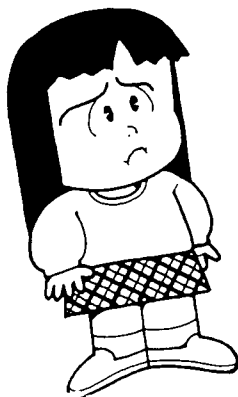
申していくこととする。

【地本コメント】

他部課応援は、新東京局での扱いと認識しているが、応援された課についても、全体の労働時間に対する必要物数を勘案して、支給対象となるようにしてある。制度上でも支給はある。ただ、想定外で他課応援の場合は、支給対象とならない場合もある。

地本は他部課応援を頻繁におこなうことが問題であり、他部課応援を何故しなければならぬかについて

回答に不満



は、各職場の結束はあるが、優先度合でおこなっているものとしており、他部課応援を出さなければならぬ要員配置に問題があり、支社と意見は対立。

2005 JPU 労働者の生活・賃金実態調査の実施

本調査は毎年実施しているもので、JPU 労働者の家計収支状況や暮し向き、時間外労働の実態、評価制度の状況、賃金実態等を把握することで今後の総合的労働条件改善に向けた基礎資料とするものです。

調査にあたっては、個人情報保護法を遵守し、データの取り扱いには万全の注意を払い、調査以外の目的で使用することはありません。

● 調査対象

全年齢（どの年齢でも構わないということ）

● 調査実施日

賃金調査の項目は11月18日の月例給与を基に記入してもらってください。その他の調査項目は配布時点で記入できます。

日 刊

新東京

NO. 3945

2005年
11月7日(月)

日本郵政公社
労働組合
新東京支部
編集委員会

03-5690-2847
内線 4163

い・事・実・上、過員となっ ていな

《地本9月要求の回答③ 要員関係》

【地本要求】

業務量に対する必要労働力が決定的に不足している。要員不足により年休取得ができない、不払労働の慢性化、36オーバー・再締結など常態的になっているこ

とについて支社の改善策を示すこと。

東京の郵便事業における要員は、内外問わず不足している。早期に欠員補充をおこなうとともに、要員不足に対する支社の対策について示すこと。

なお、こういった状態でJPS専担者、営業専門要員を生み出しているので必要な対策を講じること。

【支社回答】

計画担当者および外務課長代理を中心に業務の現状、超過勤務の状況について、臨局により実態把握をおこない、改善が必要な場合は個別に指導しているところである。

また、欠務後補充や職員の年休取得などのために必要な労働力については、非常勤職員により対応してい

るところであり、非常勤職員の安定した雇用確保に向けて、単価アップ、外務の8時間雇用、内務の10時間・8時間深夜勤の適用例を示して対策を講じたところである。

なお、JPSの推進に向けて、専担者を供出しているところであるが、業務運行を確保する上で緊急やむを得ない場合については、JPS専担者の業務応援もあり得るものである。

おつて、職員補充については、平成17年度郵政一般採用試験合格者の年度内採用を本社に上申している。

【地本コメント】

郵便内務は過員と言われているが、年休も取れない状況となつているのが、職場の実態となつている。過員の活用としてさまざまに部分に要員を配置しているが、実態上は過員となつていないと指摘。

支社は郵便内務の過員については、属人的に過員という事になつてはいないという認識を示し、さらに8割勤務者、要勤務軽減者も含めて過員としてゐることなどから、事実上過員とな

つていないと示した。

また、その中から過員活用として配置しているものについては、事実上過員活用ではないと判断している。支社としても現在の郵便内務は事実上過員となつていないという認識を引き出した。

超勤をしなければ業務が廻らないと言う事は、要員が不足している認識を取るように強く求めた。

現在の郵便内外の欠員について、早急に補充することと、郵便の実態に適した労働力と要員の確保をおこなうよう求めたところだ。

深夜勤の健康問題について

《地本9月要求の回答④ 深夜勤関係》

【地本要求】

深夜帯勤務者の健康実態調査をおこない、その調査結果について示すこと。

【支社回答】

深夜帯勤務者については、

定期健康診断のほか、特別健康診断、満35歳以上の希望者に個人負担なしで優先的に受診できる人間ドック、および事業主が経費の一部負担をおこなう自発的健康診断などにより健康管理を実施しているところで

ある。

なお、これらの健康診断などの結果にもとづき、要保護者については必要に応じて勤務軽減措置をおこなう適切な対応しているところである。



【地本コメント】

地本は、組合員の健康の心配からこの要求を求めているものです。要勤務軽減者はずでに退職している人もあり、横這い状態としているが、トータル的には増加

している。

地本は夜間帯に勤務する職員の健康管理については、より一層重点をおくこと、健康診断などによる病気の傾向などを集約し、職員へ健康管理の注意を促すことなどを求めてきた。

公社以降は、データ集約はおこなっていないが今後健康管理センターと検討していくにとどまった。職員の健康管理の観点から現行の連続深夜勤のあり方、勤務状況について改善を求めていくこととする。

2005年(冬)JPU新東京支部 青年部物資斡旋のお知らせ!

☆商品は、『うどん・そば』です。

うどん(V-40)→2800円 うどん&そば(S-45)→3000円

☆申し込み締め切り:2005年11月25日(金)

※商品は、12月上旬に到着予定です。

第四回分会青年部長会議のお知らせ!

日時:2005年11月14日(月)18:00~

場所:組合事務室

深夜勤の今後は……

《地本9月要求の回答⑤》 深夜勤関係》

【地本要求】

深夜労働に対する制限
(回数、連続した深夜勤と
深夜勤の期間、超勤)や福
利厚生、健康管理、深夜帯
の休憩・休息の確保など深
夜労働に対する、支社とし

ての考え方を示すとともに、
郵便局への指導を徹底する
こと。

【支社回答】

深夜勤回数などについて
は、職員の健康保持と能率

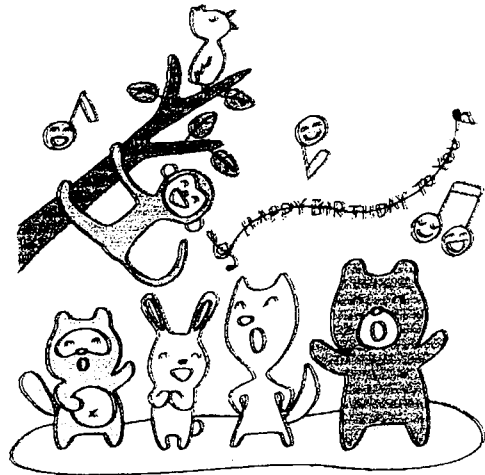
維持の観点から、勤務パタ
ーンによる目安を定めてい
るところであり、深夜勤お
よび新夜勤の勤務と勤務の
間の時間外労働についても
自粛しているところである
が、勤務指定表の作成段階
および勤務変更により不適
切な事例が生じることのな
いよう、チエック体制など
の徹底を図るとともに、深
夜帯の休憩・休息の確保に
ついても適正を欠くことの
ないよう、今後も指導して
いくこととする。

また、担務の固定化が勤
務指定に影響を及ぼしてい
る実態も見受けられている

ことから、多能化推進局を指定するとともに、担務習熟のための局内訓練の推進について、全局に指導したところである。

【地本コメント】

深夜勤のアフターフォローについては、今後も上記の観点からも改善を求めていくものとし、現段階での深夜労働に対する制限などについても再確認し回数、超勤などについて協約違反が発生しないよう今後も郵便局指導について徹底を図

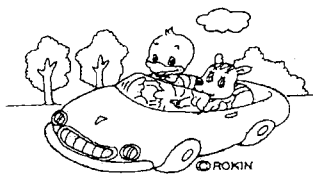


るよう強く求めてきた。

多能化推進局は、現在担務の固定化が著しい局について勤務指定の作成が困難なことから、勤務指定が偏らないように、局指定をおこない、精通度合を高め勤務指定の平準化を実施していくこととしています。

仮審査申請が裏面のシートまたはほろろきんホームページからできます。24時間OK!

くらべてわかる〈ろろきん〉**カーライフローン**



最大1.5%金利優遇の条件に該当した場合

最優遇金利
【固定金利型】

年 **2.7** %

標準金利【固定金利型】

年 **4.2** %

*別途、保証料として0.7%~1.2%が必要となります。

標準金利より

最大 **1.5%** 金利優遇

次の条件に該当される方は金利優遇の対象となります。

会員優遇 1.0%優遇

中央貯蓄会連に出資のある、以下の会員団体の正会員の方。

①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体
③勤労者のための福利厚生活動を目的とする団体
で事業年数が3年以上経過しているなど一定の条件を満たすもの

*なお、対象とならない場合がありますので、詳しくは(ろろきん)営業店までお問い合わせください。

リピーター優遇 0.5%優遇

過去に当会連で有価ローン・無価ローン・カードローンをご利用いただいた方

*詳しくは(ろろきん)営業店までお問い合わせください。

車やバイクの購入、保険、修理、免許取得費用、代行やディーラーの自動車ローンの借換え費用などに

●ご融資利用枠(限度額)最高500万円 ●最長10年 ●無担保

自腹営業、ノルマはあつては ならない……と回答

《地本9月要求の回答⑥ 営業について》

【地本要求】

郵便関係の営業推進にあたり、自腹営業は当然のことながらあつてはならないものである。しかし、各施策商品の目標の設定方法や人事制度とのリンクから、

個人のノルマ的な目標としての要素が依然強く、自腹営業を余儀なくされている。

自腹営業に対する公社総裁の意向を受けた支社の考え方を示すとともに郵便局への徹底した指導と改善をおこなうこと。

【支社回答】

郵便営業の推進に当たっては、「実需の掘り起こし」や「実需に基づく営業」によつておこなわれるべきものであり、適正な営業活動を展開するよう指導してきたところであるが、今後も徹底を図っていくこととする。

また、営業活動の実施方法や成功実例などを郵便局に継続して紹介し、内容のさらなる充実に努め、適正な成果につながる営業活動に資することとする。

【地本コメント】

当然のことながら自腹営業はあつてはならないものであり、管理者から求めるものではないという考えを引き出す。支社も各種会議などで自腹営業を促すような行為についてはあつてはならないよう指導をおこなっている。

地本は、施策ゆうパツクなどで目標を立てる事から各個人に指標が出されている。そのことをなくすことによつて自腹営業はなくなると求めてきたが個々人の営業がバラバラになること

から目標として掲げることとしている。

しかし、問題は、格安チケット販売店などで年賀やゆうパツクなどが販売されていることが、問題であり、目標ありきの営業がこのことにつながっている。

議論は継続していく。

支社はノルマ的な目標、販売はないと判断しており、あつてはならないとの回答を示している。

2005年(冬)JPU新東京支部 青年部物資斡旋のお知らせ!

☆商品は、『うどん・そば』です。

うどん(V-40)→2800円 うどん&そば(S-45)→3000円

☆申し込み締め切り:2005年11月25日(金)

N03951

2005年
11月14日(月)日本郵政公社
労働組合
新東京支部
編集委員会03-5690-2847
内線 4163

再任用職員 聚楽台に集う

聚楽台、上野で花見をされた方は御存知だと思えますが、北の玄関上野駅、西郷さんの銅像の下にある、大衆レストランであります。

聚楽とは、どのような意味なのか。もの本によりと人々が集い歓談する場所のことをいうらしい。

四月一日から小包部に

配属された八名の再任用職員が、かねてからの念願が叶い、連休中の大勢のお客さんに混ざり、十三時より歓談が始まりました。

ビールの中ジョッキで乾杯。始めての催しであったため(再任用者全員集まったのは初めて)最初の内はお互い牽制して「俺はあまり飲めないんだ」「実

は俺も」などと、心にもないことを言いつつ、飲むにつれ食うにつれ、時間の経過と共に、それぞれが馬脚を現し始めた。

アルコールもビールから焼酎のボトルになり、ウーロン割、水割り、ロツクありで、ボルテージは上昇する一方。

ワイワイ、ガヤガヤ、アーでもない、こーでもないと時間が過ぎていきました。

「たまにはこういう集まりをやるう」ということを確認して一次会が開きになりました。

「二次会はどうする」との声に、「行くに決まってるじゃないか」で二次会

に繰り出したのであります。

N氏は家の都合により参加出来ないとのこと、N氏を見送りながら、残った七名でカラオケボックスに直行。

カラオケボックスでは六十歳パワーの爆発と相成りました。

選曲の器械に戸惑いながらも、演歌、演歌、また演歌のオンパレードであります。

I & I 両氏の歌唱力は抜群。

K氏の迫力ある歌声。S氏の柔らかみのある歌と、歌うにつれ飲むにつれ「もうどうにも止まらない♪」であります。

S氏が両手でタクト代わりに指揮をとり、大いに盛り上がりました。

若い人がいたら逃げ出しそうにない。そう。再任用おじんパワーが炸裂しました。

喉をカラカラにしての二時間半、お互いの連帯性を確認し、楽しい一夜を過ごすことが出来ました。

私が思うに、まだまだ、六十歳は若さ溢れるパワーがあるということを感じた一時でした。

年金給付金の支給年齢が遅くなっている。昨今、再任用職員が増えています。若事になると思います。若い組合の仲間たちも自分

の将来を知る為に、もと再任用職員との交流をしましょう。

二〇〇五年(冬)

JPU新東京支部

青年部物資幹旋の

お知らせ

商品 うどん

★二八〇〇円

★三〇〇〇円

申し込み締め切り

二〇〇五年

十一月二五日

「ムシキングダム」PART2も いいけれど……

知人が休日の家族サービスで、東京ドームシティーアトラクションズ（旧後樂園ゆうえんち）の魔法戦隊マジレンジャー（戦隊ヒーロー）ショーに行った。そこでもらったチラシに、年末年始に「甲虫王者ムシキング王国」をやるという予告があった。お互い子供がムシキング好きなので、興味を持ち、チラシを読んでいくと、あるコーナーに目が留まった。

「昆虫ふれあいの森」

フロアの一角に人工の森を造り、そこにムシキングが登場するカブトムシやクワガタムシを放し、来場者に自由に触れさせるコーナーである。それを見つけた知人は、嫌そうな顔をした。知人は、昨年の8月にお台場の東京ジョイポリスで同じよう

な催しがあったので、子供を連れて行ったのだが、開催してから1か月経った「ふれあいの森」はさんさんたる有様だった。子供が「○○カブトだ！」とムシを見つけると、ムシが嫌がるのも構わず木からもぎ取るものだから、足が1本2本無いのは当たり前、中には引っ張り過ぎて、頭と腹の節目が取れかかって死にそうになっっているムシもあったそうだ。折角、入場料を払って入ったのに、怪我だらけの死にそうなムシばかり見せられて、子供と一緒にガククリしてその場を去った知人は、「どうせ金を取るんなら、虫を扱うプロを係員としてコーナーに置いて、子供達に『ムシはこうやって持つんだよ』って指導するくらいの気遣いが無いとダメだよな」と今でも昨日

の事のように憤慨していた。わたしは知人の言葉に納得しながら、こうも思った。

実物のムシに触らせる企画は、年末年始のクソ寒い真冬にやるべきではないだろう、と。暖房があるからとはいえ、ムシの生態を無視して生かして、子供に足をもぎ取られたりして一生を終えるのは、命の大切さを教えるどころか、人間の都合で冒瀆しているだけではないか、と。

そろそろ子供達もムシキングより、似た遊び方の恐竜ゲームに興味がいっているので、ムシキングも潮時かな、と知人と苦笑いした休日だった。

【投稿】

日 刊	新 東 京	NO 3956	2005年11月21日(月)
		日本郵政公社労働組合 新東京支部 編集委員会	
		03-5690-2847	内線 4163

異議あり！公務員の総人件費削減

緊急抗議・要請行動の展開へ

明日22日には、日比谷野音で中央集会を開催

公務労協は、小泉内閣が一方的に押し進める「公務員の総人件費の削減」に対して、与野党国会議員への緊急要請行動や官房長官及び総務大臣への申し入れ等にとりくみ、明日の11月22日(火)には、日比谷野音において18時より中央集会を開催します。政府は、経済財政諮問会議において、関係者の意見を全く聞くことなく「総人件費改革の基本方針」を取りまとめました。

公務労協は組織の総力を結集した取り組みが急務と判断し「闘争委員会」の設置を決定するとともに、「組合員へのアピール」を確認し、抗議・要請のレタックス行動を展開していくことを決定しました。

支部では、中央本部からの要請を受けて、小泉純一郎総理大臣、与謝野馨経済財政諮問会議担当大臣、中馬弘毅行政改革担当大臣、それぞれに労働組合との交渉・協議もなく定員・給与削減を目的とする基本方針の取りまとめに強く抗議するとともに、労働組合との交渉・協議を要請する内容のレタックスを送付しました。明日の中央集会への参加を要請します。

国民生活の安定・安心を支える

良質な公共サービスの確立を求める

11.22中央集会へ参加しよう！

◎と き：2005年11月22日(火)

18:00~19:30

◎ところ：日比谷野外音楽堂



2005年末年始の出勤に対する手当等

	勤務指定	出勤簿	当日の勤務	代休・手当など	備考
12月 23日(金)	(祝)	祝休	勤務しない		
	週休	廃休	勤務した	代休・超勤手当	
		週休	勤務しない	代休	週休日の前日及び翌日ともに、特休、病休、介護休、組休、欠勤の場合は代休日は付与されない。
	非番	㊦	勤務した	祝日給・超勤手当	
		非番	勤務しない	祝日給	再任用Ⅰ型は対象外。非番日の前日及び翌日ともに、特休、病休、介護休、組休、欠勤の場合は祝日給は支給されない。
勤務を命じられた場合	押印	勤務した	祝日代休または祝日給(どちらか選択)	注：祝日代休を選択した場合、正規の勤務時間を超えた分は超勤手当として125/100	

12月 29日(木) 30日(金) 31日(土)	(特休)	特休	勤務しない		
	週休	廃休	勤務した	超勤手当	
		週休	勤務しない		
	非番	㊦	勤務した	超勤手当	
		非番	勤務しない		
勤務を命じられた場合	押印	勤務した	代替休暇	注：正規の勤務時間を超えた分は超勤手当として125/100	

1月 1日(日)	(特休)	特休	勤務しない		
	週休	廃休	勤務した	超勤手当	
		週休	勤務しない		
	非番	㊦	勤務した	超勤手当	
		非番	勤務しない		
勤務を命じられた場合	押印	勤務した	祝日給	注：祝日ではないので、祝日代休は選択できない。	

1月 2日(月)	(祝)	祝休	勤務しない		
	週休	廃休	勤務した	代休・超勤手当	
		週休	勤務しない	代休	週休日の前日及び翌日ともに、特休、病休、介護休、組休、欠勤の場合は代休日は付与されない。
	非番	㊦	勤務した	祝日給・超勤手当	
		非番	勤務しない	祝日給	再任用Ⅰ型は対象外。非番日の前日及び翌日ともに、特休、病休、介護休、組休、欠勤の場合は祝日給は支給されない。
勤務を命じられた場合	押印	勤務した	祝日代休または祝日給(どちらか選択)	注：祝日代休を選択した場合、正規の勤務時間を超えた分は超勤手当として125/100	

1月 3日(火)	(特休)	特休	勤務しない		
	週休	廃休	勤務した	超勤手当	
		週休	勤務しない		
	非番	㊦	勤務した	超勤手当	
		非番	勤務しない		
勤務を命じられた場合	押印	勤務した	祝日給		

年末年始勤務手当(新設)

- 12月29、30、31日・・・4,000円/日(2,000円/日)
- 1月1、2、3日・・・5,000円/日(2,500円/日)

※高齢再任用職員：フルタイム及び短時間Ⅰ型については本務者と同様、短時間Ⅱ型及び郵政短時間職員は1/2の額。

○上記の各日における正規の勤務時間に対する祝日給・超勤手当は135/100
 ○上記の各日で勤務した日における、正規の勤務時間を超えて超勤した場合の超勤手当は注以外について135/100

日 刊 新 東 京	NO 3958	2005年11月24日(木)
	日本郵政公社労働組合 新東京支部 編集委員会	
	03-5690-2847	内線 4163

2005年年末手当妥結（速報） 24日 10時 OPEN 支給月数 2.25月分 支給日 12月9日

年末手当をめぐる労使交渉は、11月15日に「2.25月以上」の要求を掲げ、精力的な交渉を進めてきたが22日、2.25月分の回答を引き出し、最終妥結をはかった（昨年同額）。支給日は、12月9日（金）準備出来次第。なお、昨年度より新人事・給与制度の導入により支給方法について、①全員一律支給『基礎的支給部分』と②個人業績に基づく『業績反映部分』とに区分されている（詳細は裏面参照）。

1. 基準日 12月1日

2. 職員の支給額 支給方法は、裏面の7を参照

6ヶ月以上 基準内給与月額 2.25月分

（基礎的支給部分1.0ヶ月+業績反映部分1.25ヶ月）

- * 業績反映部分については、前年度の人事評価結果により、増減があります。
また、業績反映部分については、扶養手当を除いた額が支給となります。

3. 再任用職員の支給額

6ヶ月以上 俸給と調整手当の月額 1.2月分

4. 非常勤職員の支給額算出方法

$$\text{支給額} = A \div 6 \times 0.3 \times B$$

A：基準日以前6ヶ月において支給した賃金（基本給+加算額）の総額

B：対象期間に相当する支給割合

対象期間における実際勤務日数	割合
80日未満	100分の100
80日以上	100分の110
100日以上	100分の120
120日以上	100分の130

【裏面に続く】

5. 支給日 12月9日(金)以降準備出来次第**6. 職務段階別加算額** (俸給の月額+俸給に係る調整手当) × 100分の5

職員：2級以上(2級職員において職能調整額受給者のみ)に100分の5

再任用職員：3号以上受給者に100分の5

7. 支給方法

年末手当の支給方法については、全員一律の基礎的支給部分(俸給の月額+扶養手当+調整手当)と業績反映部分(俸給の月額+俸給に係る調整手当)を合計した支給に、前年1年間の個々の人事評価による点数に基づいた個人業績反映部分(俸給の月額+俸給に係る調整手当)が増減される支給方法となります。

(在職6ヶ月以上の場合)

基礎的支給部分 (俸給の月額+扶養手当+調整手当)	1. 0ヶ月分
業績反映部分 (俸給の月額+俸給に係る調整手当)	1. 25ヶ月分
個人業績反映部分 役職別のウェイトに乗じた点数に基づく個人別 成績率と懲戒処分等による成績率による増減。 (俸給の月額+俸給に係る調整手当)	+0. 5月から△0. 1月以下 ±0. 〇ヶ月分
合 計	2. 25 ± 〇. 〇ヶ月分

D評定の△0. 1月以下の場合というものは、評価結果が不良の場合は△0. 1月。基準日(12月1日現在)前1年間の休職等(休職40日超、病休43日超、部分休業40日超)による場合は△0. 1月。基準日前6ヶ月間での懲戒処分等は、戒告△0. 2月、減給△0. 4月、停職△0. 6月など、処分によって支給月数の減額が決定します。前年1年間の人事評価による点数(業績評価点数+職務行動評価点数)は、役職別にウェイト・各評定の基準点が違うので注意して下さい(業務精通手当の評価結果とは別です)。

	業績反映部分	支給月数	課代・総務	主任	一般
A 評定	+0. 5月	2. 75月	200点	200点	200点
B 評定	+0. 4月	2. 65月	199~172点	199~162点	199~165点
C 評定	±なし	2. 25月	171~70点	164~62点	164~62点
D 評定	△0. 1月以下	2. 15月以下	69点以下	61点以下	61点以下

《年末手当の支給試算方法》 モデルケース：総務主任(3級56号俸) C評定の場合

① 基礎的支給部分(俸給の月額+扶養手当+調整手当+職務段階加算) × 月数(1. 0)
 $(338,000 + 15,100 + 42,370 + 18,928) \times 1. 0 = 395,470 \dots \textcircled{1}$

② 業績反映部分(俸給の月額+調整手当+職務段階加算) × 月数
 $(338,000 + 40,560 + 18,928) \times 1. 25 = 496,860 \dots \textcircled{2}$

③ 支給額 ①+② = 合計 892,330円